

# 土砂災害警戒区域等および土砂災害防止法の概要

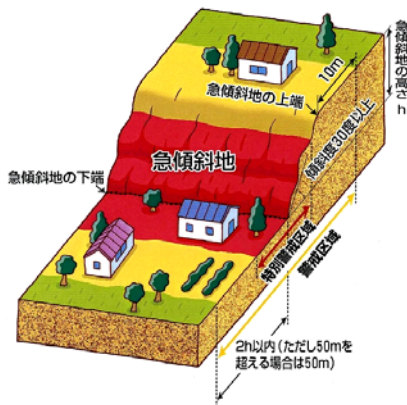
## 1. 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等は土砂災害防止法に基づき指定される区域で以下のような区域のことです。

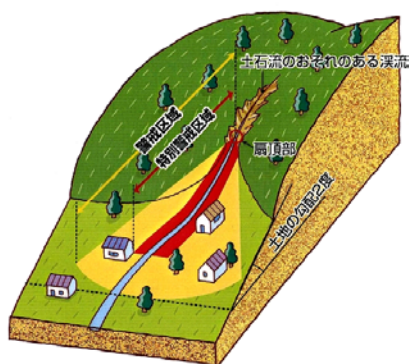
**土砂災害警戒区域** 土石流等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

**土砂災害特別警戒区域** 土石流等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

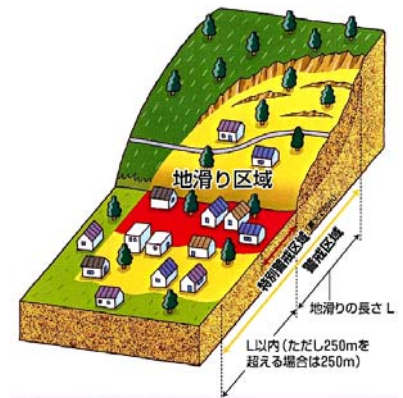
●急傾斜地の崩壊



●土石流



●地滑り



## 2. 土砂災害防止法の概要

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

